

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
設備導入型(一般・特別枠)  
交付規程

2020年7月3日制定  
2020年7月17日改訂  
2020年8月20日改訂  
2023年4月13日改訂  
日本貿易振興機構(JETRO)

(通則)

第1条 海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)(以下「本事業」という。)の補助金交付契約については、公募要領(別添1)及び本規程(様式第3「宣誓書」、様式第4「補助交付契約通知書」等本規程に基づき作成される書類を含む、以下同じ。)で定めるところにより、事業者の権利及び義務が発生するものとする。

- 2 本事業の実施に関して用いる言語は、日本語とする。
- 3 本事業の金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本事業は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 本規程、公募要領その他関連する文書における解釈に疑義が生じた場合には、本規程本文の定めを優先して適用する。

(定義)

第2条 本規程において「補助申請者」とは、本事業への補助申請を行った事業者をいう。

- 2 本規程において「補助交付契約者」とは、第7条第4項に基づく採択決定の通知を受け、第9条の補助交付契約を締結した事業者をいう。
- 3 本規程において「事業実施法人」とは、補助交付契約者の海外子会社又は孫会社で、海外における本事業を実施する法人をいう。

(交付の目的)

第3条 本事業に基づく補助交付は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とする。

(交付の対象及び補助率上限額)

第4条 本事業の事業支援事務局の日本貿易振興機構(以下「事業支援事務局」という。)は、補助交付契約者が行う本事業に要する経費であって、補助金交付の対象として事業支援事務局が認める経費項目(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 本事業は、日本に拠点及び法人(登記法人)格を持ち、日本における事業実態を有している等の要件を満たす民間団体等を対象として補助金を交付する。

なお、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、従業員数が300人以下の法人税法上の収益事業(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定される34事業種)を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないことを要件として補助金を交付する。

- 3 補助対象経費は、本事業の実施期間(以下「事業実施期間」という。)内において発生した本規程の別表1の表1に記載の経費とする。
- 4 補助率及び補助金額の範囲は、別表1の表2及び表3に記載の通りとする。

(事業実施期間等)

第5条 事業実施期間は、事業支援事務局が第9条の規定に基づいて行った補助交付契約通知の日から、同通知書にて定めた期限までとする。

- 2 第24条のフォローアップを実施する期間(以下「フォローアップ期間」という。)は、事業実施期間終了翌年度4月1日から3年間とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、本事業の公募要領(別添1)に従い、様式第1「補助金交付申請書」に「添付書類」として定めている書類を添えて、事業支援事務局に提出しなければならない。

(採択決定の通知)

第7条 事業支援事務局は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、外部有識者等を委員とする審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、補助金交付申請書の内容を、本事業の公募要領(別添1)「4. 補助対象事業の要件」及び「9. 審査基準」に定める事項を基準として審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは採択決定を行う。
- 3 委員会は、前項の採択決定に際して補助交付契約者に対し必要な条件を付すことができる。
- 4 事業支援事務局は、委員会が本条第2項の採択決定をした場合には、補助申請者の名称、本事業で増設される施設・設備の立地場所等を公表するとともに、様式第2「補助金採択決定通知書」を補助申請者に送付するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助申請者は、第7条第4項の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服がある場合には、補助金の交付の申請を取り下げることができる。この場合、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって事業支援事務局に申し出なければならない。

(交付の契約)

第9条 補助申請者が第7条第4項の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服がない場合には、様式第3「交付契約宣誓書」2通を事業支援事務局に提出し、補助交付契約の申し込みの意思表示を事業支援事務局にする。事業支援事務局は、様式第4「補助交付契約通知書」に上記の宣誓書1通を添付の上、補助申請者に送付し、当該通知書の発送時点において、補助交付契約が締結されたものとする。

(本事業の経理等)

第10条 補助交付契約者は、本事業に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助交付契約者は、前項の帳簿及び証拠書類を本事業実施期間終了翌年度より5年間、事業支援事務局、日アセアン経済産業協力委員会事務局(以下「AMEICC事務局」という。)及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 補助交付契約者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ事業支援事務局に様式第5-1「計画変更(等)承認申請書」により、計画変更を申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。
  - (2) 補助金交付申請時に取得するとしていた50万円以上(税抜き)の機械、器具、備品その他の財産を変更しようとするとき。
  - (3) 本事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - (ア) 交付申請時に提出された様式第1別紙1及び別紙2の事業内容に変更をもたらすものでない場合
    - (イ) 補助目的及び事業目標実現に関係がない事業計画の細部の変更である場合
  - (4) 本事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - (5) 本事業の全部若しくは一部を他に承継させようとするとき。
- 2 事業支援事務局が本条前項の承認をする場合、様式第5-2「計画変更(等)承認通知書」を補助交付契約者に送付する。その際、事業支援事務局は、計画変更が本事業の公募要領(別添1)「9. (1)⑤補助率調整指数審査」における評価項目(ア)、(イ)又は(ウ)等の変更を伴うものである場合は、当該変更後の補助率調整指数の評価項目に基づき、補助率調整指数の段階(公募要領(別添1)に記載のA:100%、B:80%、C:60%、D:40%、E:20%の5段階、以下同じ。)を再設定し、補助金額の変更をすることができる。
- 3 事業支援事務局は、前項の承認及び補助調整率指数の段階の再設定をする際に、必要と認めるときは、委員会を設置し、その意見を聞くことができる。

(調達契約等)

第12条 補助交付契約者は、本事業を行うため50万円以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、本事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不相当である場合は、随意契約によることができる。

- 2 補助交付契約者は、本事業を行うため本事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に委託し、又は履行補助者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

- 3 補助交付契約者は、本条前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、本事業を適正に行うために必要な調

査に協力を求める措置を講じなければならない。

- 4 補助交付契約者は、本条第1項又は本条第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省からの補助金交付停止措置又は、ジェトロ競争参加資格停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、本事業を行ううえで、当該事業者でなければ、本事業を行うことが困難又は不適當である場合は、事業支援事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 事業支援事務局は、補助交付契約者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置及びジェトロ競争参加資格停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助交付契約者は事業支援事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 補助交付契約者は、本事業に関する履行補助者と約定して、本規程に定める補助交付契約者の義務を遵守させなければならない。万一、履行補助者がこれに違反した場合には、補助交付契約者が連帯してその責任を負うものとする。
- 7 補助交付契約者は、事業支援事務局から、履行補助者との契約内容を開示するように求められた場合、速やかにその内容を明らかにしなければならない。
- 8 事業支援事務局は、履行補助者の関与が不適切であると判断した場合は、書面により補助交付契約者に通知することにより、その関与を中止させることができる。
- 9 前8項までの規定は、補助交付契約者が本事業の一部を履行補助者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助交付契約者は必要な措置を講じるものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

- 第13条 補助交付契約者は、第9条の規定に基づく補助交付契約によって生じる権利の全部又は一部を事業支援事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事業支援事務局が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助交付契約者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助交付契約者が事業支援事務局に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事業支援事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助交付契約者から債権を譲り受けた者が事業支援事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
    - (1) 事業支援事務局は、補助交付契約者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を留保する。
    - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
    - (3) 事業支援事務局は、補助交付契約者による債権譲渡後も、補助交付契約者との協議のみにより、補助金の額その他の補助交付契約の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該補助交付契約の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助交付契約者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
  - 3 本条第1項ただし書に基づいて補助交付契約者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事業支援事務局が行う弁済の効力は、事業支援事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

#### (事故等の報告)

- 第14条 補助交付契約者は、本事業を予定の期限内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第6「事故報告書」を事業支援事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

- 第15条 補助交付契約者は、事業支援事務局より、本事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた時は、速やかに様式第7「遂行状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

#### (実績報告)

- 第16条 補助交付契約者は、様式第1にて申請した設備の導入が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は様式第2「補助金採択決定通知書」記載の本事業「事業実施期限」の日のいずれか早い日ま

でに、様式第8「補助事業実績報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 補助交付契約者は、自己の責めに帰さない理由により前項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、事業支援事務局にその旨申し出、承認を得ることにより、期限について猶予を受けることができる。
- 3 補助交付契約者は、本条第1項又は本条第2項の実績報告を行うに当たって、本事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第17条 前条第1項の報告を受けた事業支援事務局は、報告書等の書類の審査、必要に応じた現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が補助金の補助交付契約の内容(第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)並びにこれに付した条件及び必要な水準に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9「補助金確定通知書」により当該補助交付契約者に通知する。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額(補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおり)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 第11条に従い計画変更された場合には、前2項の規定に準じ、補助金の額を再度確定のうえ、これを通知するものとする。

#### (補助金の支払)

第18条 前条の補助金確定通知書を受け取った補助交付契約者が、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10「精算払い請求書」による請求書(請求金額には当該通知書に記載された確定額を記入する。)を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 事業支援事務局は、前項の規定による精算払い請求書を受けとった場合には、その旨をAMEICC事務局に通知する。
- 3 事業支援事務局及びAMEICC事務局は、本条第1項の請求書に基づき補助交付契約者に遅滞なく補助金を支払うものとする。
- 4 天変地異、政変、騒乱、感染症、テロ等の不可抗力事由、その他、事業支援事務局又は補助交付契約者の責めに帰せざる事由により、補助金額の支払いが不能又は遅滞となる場合、事業支援事務局及びAMEICC事務局は、補助交付契約者に対する補助金額の支払の不能又は遅滞について一切の責任を負わない。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助交付契約者は、本事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」により速やかに事業支援事務局に報告しなければならない。

- 2 事業支援事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金員を返還しなければならない。

#### (是正のための措置)

第20条 事業支援事務局は、本事業の適切な遂行、本事業の成果の適切なフォローアップ及び本事業の実効的監査を確保するため、必要があるときは、事業支援事務局の指定する者により補助交付契約者の事業所(履行補助者の事業所を含む。)等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助交付契約者は協力しなければならない。

- 2 経済産業省及びAMEICC事務局は、必要に応じて前項の措置を取ることができる。

#### (補助交付契約の解除等)

第21条 事業支援事務局は、次の各号の一に該当する場合には、第9条の補助交付契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1) 補助交付契約者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事業支援事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助交付契約者が、本事業で購入した財産を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助交付契約者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助交付契約者が、交付契約締結後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要性なくなった場合
- (5) 補助交付契約者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託金等)との重複受給等が判明した場合
- (6) 補助交付契約者が、本書別添2「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に違反した場合

(7) 補助交付契約者が、本書別添3「談合等の不正行為に関する事項」に違反した場合

- 2 事業支援事務局は、前項の解除をした場合において、既に当該解除に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事業支援事務局は、前項の返還を命ずる場合には、本条第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 本条第2項に基づく補助金の返還については、期限を当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 前3項の場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法にて、当該補助金を返還し、加算金及び延滞金を支払わなければならない。

(財産の管理等)

第22条 補助交付契約者は、補助対象経費(本事業の一部を履行補助者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助交付契約者は、単価50万円(税抜き)以上の取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第12「取得財産等管理台帳」を添付しなければならない
- 3 補助交付契約者は、単価50万円(税抜き)以上の取得財産等について、様式第12「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。取得財産等管理台帳の保存期間はフォローアップ期間終了後7年間とする。
- 4 事業支援事務局は、事業実施期間からフォローアップ期間が終わるまでの期間は、補助交付契約者が取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、事業支援事務局が指定する口座に納付させることができる。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。
- 5 AMEICC事務局及び経済産業省は、フォローアップ期間後7年間は、補助交付契約者が取得財産等を処分することにより、収入がある場合又はあると見込まれる場合であって、その収入額又は収入見込額が設備導入時に事業実施法人が負担した額を上回るとき又は上回ると見込まれるときは、当該収入額と当該補助交付契約者負担額の差額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、AMEICC事務局が指定する口座に納付させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、AMEICC事務局又は経済産業省の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助交付契約者は、事業実施期間からフォローアップ期間が終わるまでの期間に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分(債権者又は担保権者等により差押え等の法的手続により処分、換価される場合は含まない。以下、同じ。)しようとするときは、あらかじめ様式第13-1「取得財産処分承認申請書」による申請書を事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 事業支援事務局は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適正と認めるときは財産処分の承認を行い、様式第13-2「取得財産処分承認通知書」を補助交付契約者に送付するものとする。
- 3 補助交付契約者は前項の承認通知書を取得後、取得財産等を処分した場合は、様式第13-3「取得財産処分報告書」を事業支援事務局に送付しなければならない。
- 4 事業支援事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、様式第13-4「納付通知書」により、前条第4項に基づき、補助交付契約者に、その収入の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に指定する口座に納付させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を納付しなければならない。
- 5 本条第1項の処分において、補助交付契約者が本事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産(機械・設備に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合は、様式第13-5「取得財産転用申請書」を事業支援事務局に提出し、その承認を受ければ、補助交付契約者は当該転用に係る前条第4項の納付が免除される。
- 6 補助交付契約者は、本条第1項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態にある場合の取壊し若しくは廃棄を行った場合は、本条第1項の規定にかかわらず、様式第13-3「取得財産処分報告書」を事業支援事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。また、補助交付契約者は当該処分に係る前条第4項の納付は免除される。
- 7 補助交付契約者は、フォローアップ期間後7年間に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分しようとする場合であって、当該処分による収入が設備導入時に補助交付事業者が負担した額を上回ると見込まれるときは、あらかじめ様式第13-6「フォローアップ期間後取得財産処分承認申請書」による申請書をAMEICC事務局に提出しなければならない。
- 8 AMEICC事務局は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、経済産業省と協議の上、財産処分の承認を行い、様式第13-7「フォローアップ期間後取得財産処分承認通知書」を補助交付契約者に送付するものとする。
- 9 補助交付契約者は前項の承認通知書を取得後、取得財産等を処分した場合は、様式第13-8「フォローアップ期間後取得財産処分報告書」をAMEICC事務局に送付しなければならない。
- 10 AMEICC事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、様式第13-9「フォローアップ期間後納付通知書」により、前条第5項に基づきその収入額と当該事業者負担額の差額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度にAMEICC事務局が指定する口座に納付させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、AMEICC事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を納付しなければならない。
- 11 本条第5項及び第6項の規定は、フォローアップ期間後7年間について準用する。この場合において、「事業支援事務局」とあるのは、「AMEICC事務局」と読み替えるものとする。

#### (事業成果報告等)

- 第24条 補助交付契約者は、フォローアップ期間において各年度の事業成果の状況について、事業支援事務局が定める日までに様式第14「事業成果状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。
- 2 補助交付契約者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類をフォローアップ期間終了後7年間保存しなければならない。

#### (補助金返還)

- 第25条 事業支援事務局は、フォローアップ期間において、前条第1項の「事業成果状況報告書」におけるフォローアップ事項(日 ASEAN サプライチェーン強靱化への貢献として、本事業の公募要領(別添1)「9. (1)⑤補助率調整指数審査」における評価項目(ア)、(イ)又は(ウ)等として様式第1別紙2に記載した事項(製品・部素材の流通先等)、以下同じ。)が、第6条の申請書の記載事項(ただし第11条第2項に基づき計画を変更し、承認されていた場合はその計画変更(等)承認通知書記載事項)と比較して大幅に下回った場合、その乖離に補助交付契約者の責めに帰さない理由その他の合理的な理由がない場合には、経済産業省及びAMEICC事務局と協議のうえ、交付した補助金の返還を求めることができる。
- 2 事業支援事務局は、前項のフォローアップ事項のうち特に、製品・部素材の流通先について、前条第1項の報告書の記載事項が第6条の申請書様式第1別紙2の記載事項(ただし第11条第2項に基づき計画を変更し、承認されていた場合はその計画変更(等)承認通知書記載事項)と比較して、70%以上下回る場合は、当初設定の補助率調整指数(ただし第11条第2項に基づき計画を変更し、承認されていた場合はその際に再設定された補助率調整指数)の段階を3つ、50%以上下回る場合は2つ、30%以上下回る場合には1つ下げて算出した補助率を適用した額と第17条の規定により確定した補助金の額との差額の返還を補助交付契約者に求めることができる。

- 3 本条前2項の場合、補助交付契約者は、事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第26条 補助交付契約者は、本事業に係る発明、考案等に関して、本事業実施期間及びフォローアップ期間に特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等(以下「知的財産権等」という。)を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権又は使用権を設定した場合には、当該知的財産権等の取得等の状況について、遅滞なく様式第15「知的財産権取得状況報告書」を事業支援事務局に提出しなければならない。

(成果等の発表)

第27条 事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省は、本事業の概要及び成果について必要があると認めるときは、補助交付契約者に発表させることができるものとする。この場合、補助交付契約者は、事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省の指示に従い、その発表を行うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 補助交付契約者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち履行補助者その他の第三者の秘密情報(履行補助者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助交付契約者は、本事業の一部を履行補助者に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者又は補助交付契約者若しくは履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助交付契約者による違反行為とみなし、当該行為が発生した場合、補助交付契約者は違反行為者と連帯してその責めを負うものとする。
- 3 本条の規定は本事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(損害賠償)

第29条 補助交付契約者は、自ら又は事業実施法人が本規程に違反して事業支援事務局又はAMEICC事務局に損害を与えたときは、事業支援事務局又はAMEICC事務局に対しその被った一切の損害額(直接の損害額に加え、事業支援事務局又はAMEICC事務局が補助交付契約者の本規程違反に対応するために要した費用《事業支援事務局又はAMEICC事務局の従業員若しくは事業支援事務局又はAMEICC事務局が指定する第三者の人件費、実費その他。》及び事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。)を事業実施法人と連帯して賠償する責を負う。

- 2 補助交付契約者及び事業実施法人が事業支援事務局の承認した計画に基づき事業を実施し、それによって補助交付契約者、事業実施法人及び第三者が被った一切の損害について、事業支援事務局及びAMEICC事務局はその責任を負わない。

(個人情報保護に関する取扱い)

第30条 事業支援事務局は、補助申請者に関して得た情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に従って取り扱うものとする。

- 2 事業支援事務局は、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、AMEICC事務局及び経済産業省に対して補助申請者に関して得た情報を提供することができる。この場合において、補助申請者は、本事業の公募要領(別添1)に基づき当該情報提供に同意したものとみなす。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第31条 補助交付契約者は、本規程別添2「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(談合等の不正行為に関する事項)

第32条 補助交付契約者は、本規程別添3「談合等の不正行為に関する事項」に記載の不正行為に関する事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(環境社会配慮)

第33条 補助交付契約者は、本規程別添4「環境社会配慮に関する留意事項」について確認しなければならず、交付宣誓書の提出をもって、環境や社会への負の影響の回避又は最小化に努め、環境及び環境社会に配慮した事業を遂行することに同意したものとする。

(海外安全管理)

第34条 補助交付契約者が本事業を実施するために、海外に渡航する場合及び渡航中において、「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の(経由地を含む)海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時には事業支援事務局(日本貿易振興機構(ジェトロ)の現地事務所を含む)並びに経済産業省・外務省(現地公館を含む)の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。

2 補助交付契約者が本事業を実施する国・地域については「外務省 海外安全ホームページ」に基づき以下の条件とし、補助交付契約者は本事業実施中、滞在国(移動のための滞在国を含む)にて天変地異・戦争・テロ・感染症・事件事故等が発生した場合、速やかに状況の報告を行い、事業支援事務局並びに経済産業省・外務省の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。また、事業実施中に危険度の引き上げが生じた場合においては、事業支援事務局及び経済産業省と事業の継続等について協議を実施し、その指示に従うこととする。

(1)レベル1以下の国・地域

最新の安全情報を確認の上、十分な安全対策及び連絡体制を講じ、渡航計画(滞場所・地域、滞在期間、滞在予定者、活動内容、現地連絡先等)を作成、事業支援事務局に提出したうえで事業を実施すること。また、事業の変更等が生じる場合については、速やかに事業支援事務局並びに経済産業省と協議のうえ、その結果・指示に従うこととする。

(2)レベル2以上の国・地域

当該国への渡航を伴う事業実施は原則不可とする。既に設立済みの事業実施法人による事業であって、現地駐在員等による事業実施、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置による事業実施等についてはこれに該当しない。

3 本事業においては、補助交付契約者の海外渡航に際し、常にその安否が確認できるよう緊急連絡網を作成し、事業支援事務局に共有するものとする。

4 本条前項の緊急連絡先については、人事異動や担務変更などの理由により、やむをえず変更となる際には、速やかに届け出のうえ、常に最新情報を維持するものとする。

5 前3項に基づき、補助交付契約者より提出された渡航計画ならびに緊急連絡先等の情報は、本事業の遂行ならびに緊急時の対応のみの利用とし、本事業以外の業務では利用しないものとする。

(遵守事項)

第35条 事業支援事務局、AMEICC事務局及び経済産業省は、補助交付契約者に対し、本規程に定めるもののほか、適宜、指示を行い、条件を付し、また、必要と認める書類の提出を求めることができる。この場合、補助交付契約者は、速やかに当該指示に従い、条件を遵守し、また、必要書類を提出するものとする。

(事業実施法人との関係)

第36条 本事業において、補助交付契約者は、本規程又は本規程に基づく事業支援事務局の処分若しくは指示により遵守すべき事項が達成されるために必要な事項を事業実施法人に遵守させる義務を負い、事業実施法人がこれに違反する場合、補助交付契約者は連帯してその責めを負うものとする。

(紛争時の合意管轄)

第37条 事業支援事務局及び補助交付契約者は、本事業に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

# 海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）設備 導入補助型（一般枠・特別枠）公募要領

3

2020年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

（海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局）

## 〔目 次〕

1. 事業の目的 .....	2
2. 補助対象者 .....	3
3. 補助対象事業の類型及び補助率等 .....	4
4. 補助対象事業の要件 .....	5
5. 事業のスキーム .....	6
6. 応募手続き等の概要 .....	6
7. 補助対象経費 .....	9
8. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項） .....	10
9. 審査基準 .....	11

### 0. 海外サプライチェーン多元化等支援事業について

- ・ 日本貿易振興機構（ジェトロ）では、海外サプライチェーン多元化等支援事業(以下、「本事業」という。)を実施する事業者を以下の要領で募集します。
- ・ 本事業は、後日公表予定の「交付規程」に基づいて実施するものとします。「交付規程」に記載される予定の内容については、別添の「交付契約に関する考え方」に記載してあります。本公募に申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「交付契約に関する考え方」をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

## 1. 事業の目的

- ・ 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN 経済産業協力関係を強化することを目的とします。

<本公募要領における定義>

「補助対象者」：補助申請にあたっての要件をみたす者

「補助申請者」：事業への申請を行った者

「補助交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者

「事業実施法人」：補助対象者の海外子会社または孫会社で、海外において補助対象事業を実施する現地法人

## 2. 補助対象者

- ・ 補助対象者は、次の要件を満たす民間団体等とします。
  - (1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
  - (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
  - (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。
- ・ なお、本要領における中小企業は以下のとおりです。

### ア【中小企業（組合関連以外）】

- ・ 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他の業種 (上記以外)	3 億円	300 人

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※2 常勤従業員は、[中小企業基本法上の「常時使用する従業員」](#)をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

・なお、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業と見なされます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(2)に該当する中小企業が所有している中小企業
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※1 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。(以下を除く)

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

## イ【中小企業（組合関連）】

- ・ 下表にある組合等
- ・ 下表にない組合や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象外。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会*1
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会*2
内航海運組合、内航海運組合連合会*3
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

※1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

### 3. 補助対象事業の類型及び補助率等

#### 【設備導入補助型（一般枠）】

項目	要件
対象事業	日 ASEAN サプライチェーン強靱化に資する、民間団体等の ASEAN 等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資事業
補助申請金額	1 億円～50 億円
補助率	中小企業等グループ <sup>※2</sup> 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2 に補助率調整指数 <sup>※3</sup> （20%～100%）を乗じた率以内
補助対象経費	製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等に必要経費

#### 【設備導入補助型（特別枠）】

項目	要件
対象事業	日 ASEAN サプライチェーン強靱化に資する、民間団体等の ASEAN 等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資事業のうち、特に下記ア及びイを満たす国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の製造設備に係るもの  ア. 需給ひっ迫性以下のいずれかの書類で確認できること ①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書 ②：統計、顧客や有識者からの推薦書等の第三者による証明書  イ. 国民が健康な生活を営む上で重要なもの以下のいずれかの書類で確認できること ①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書 ②：政府決定文書（防災基本計画、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等） ③：生活必需品、医療機関・福祉施設等で使用するもの等について、有識者からの推薦書等
補助申請金額	100 万円～50 億円
補助率	中小企業等グループ <sup>※2</sup> 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2 に補助率調整指数 <sup>※3</sup> （20%～100%）を乗じた率以内
補助対象経費	製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等に必要経費

※申請が特別枠に該当するか否かについては、申請前に経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（03-3501-6759）にご照会下さい。

※1 交付契約締結後に中小企業等グループ、中小企業の定義からはずれた場合は、補助率が変更となる場合があります。

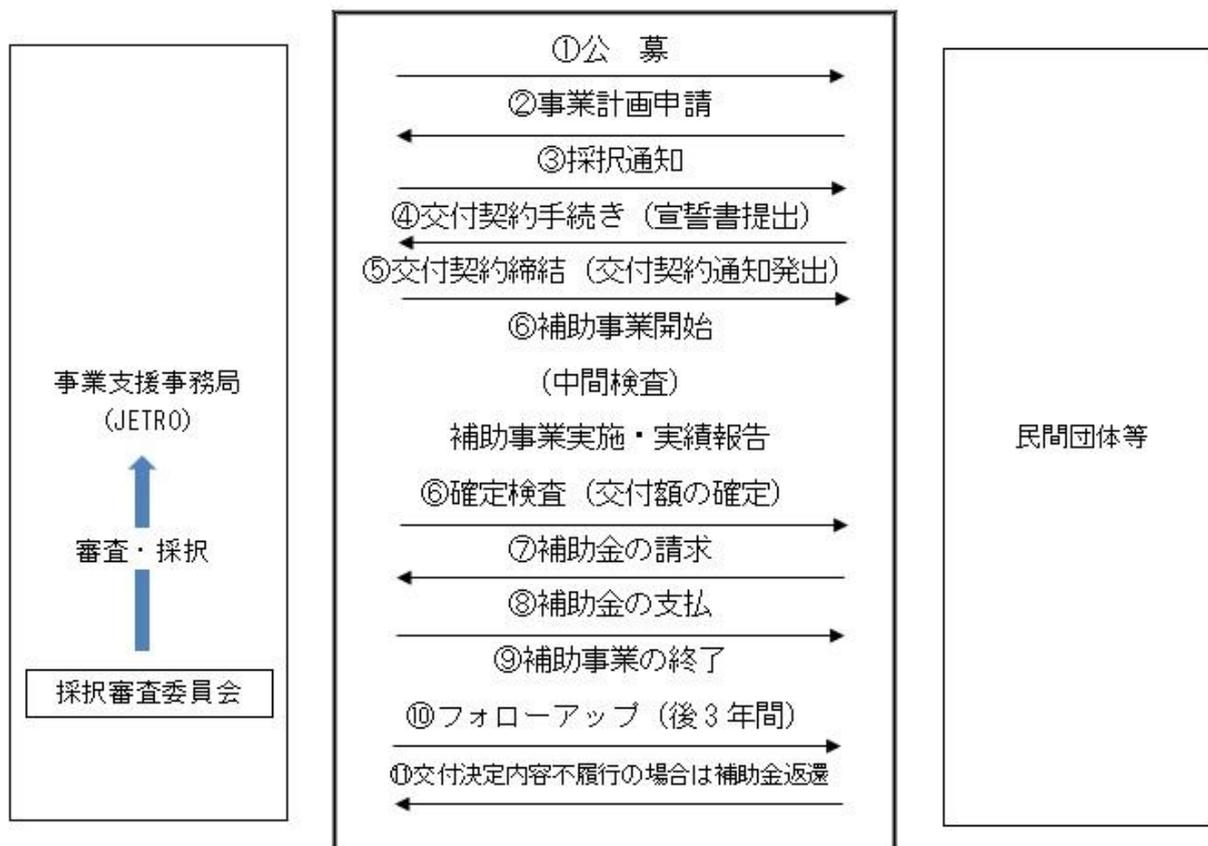
※2 中小企業等グループとは、大企業を含まない中小企業で構成された複数社を指し、複数社が連携（水平・垂直問わず）した一つの事業計画の申請を対象とします（事業計画上の調達先等に大企業が含まれることは排除しません）。なお、大企業を含んだグループで補助金申請をした場合には大企業の補助率が適用されますのでご留意下さい。複数社で申請する場合には、事業支援事務局から連絡を取る窓口および経費の支払窓口として代表 1 者を主提案法人（幹事法人）としてください。

※3 補助率調整指数の審査基準については、「9. 審査基準」を参照ください。

## 4. 補助対象事業の要件

- 2025年3月31日までに（特別枠の事業については2023年3月31日までに）、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが完了し、生産拠点において生産及び出荷を開始すること。
- 以下の要件をすべて満たす事業計画を策定していること。
  - ・ 日ASEANのサプライチェーンの強靱化に貢献すること。
  - ・ 国際的に生産拠点の集中度が高い製品・部素材の集中度低減に貢献すること。
  - ・ 当該補助事業に係る投資計画について、令和2年4月7日より前に対外発表した事業でないこと。
  - ・ ASEAN等における事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による事業計画であること。
    - ※1 海外子会社：日本側出資比率 10%以上
    - ※2 海外孫会社：日本側出資比率 50%超の海外子会社の出資比率 50%超
  - ・ 事業計画の実施に必要な資金調達の目処がついていること。
- 応募申請時点で海外での事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）が設立されており、実施場所（工場や店舗等）を有していること。
  - ※1 応募申請時点で「製造設備の増設のための工場を建設中である場合や導入設備を発注済の場合」は対象外となります。
- 以下に同意の上、事業計画を策定・実行すること。
  - ・ 申請時点で、事業支援事務局が求める以下の「フォローアップ事項」及び「補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還」に同意することが必要となります。なお、補助金の返還額の合計は補助金交付額を上限とします。
    - <フォローアップ事項>
    - ・ 当該事業による日ASEAN サプライチェーン強靱化への貢献実績（総生産量及び生産拠点国、ASEAN、日本等への流通量等）を事業終了後から3年間継続して確認を行います。
    - <補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還>
    - ・ 事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。
- 以下に該当しない事業であること。（該当するとされた場合は不採択又は交付契約の取消事由となります。）
  - ① 本公募要領にそぐわない事業
  - ② 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
  - ③ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
  - ④ 公序良俗に反する事業
  - ⑤ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）
  - ⑥ 「補助対象経費」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業
  - ⑦ 重複案件
    - ・ 同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件
    - ・ テーマや事業内容から判断し、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業
    - ・ 他の民間団体等と同一もしくは極めて類似した内容の案件
  - ※他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。
  - ⑨ その他申請要件を満たさない事業

## 5. 事業のスキーム



## 6. 応募手続き等の概要

### (1) 公募期間

- ・ 1次公募開始：令和2年5月26日（火）
- ・ 1次公募締切：令和2年6月15日（月）正午（12：00）必着
- ・ 1次公募採択発表：6月下旬を予定（予定変更の場合があります。）。

※十分な対策を行ってはおりますが、申請が集中した場合、申請手続きが滞る可能性があります。特に締切り間際などは多くの申請があり、申請が集中することが予想されます。お時間には十分な余裕を持ってご申請いただきますようお願いいたします。

※2次公募等については、詳細が決まり次第、お知らせします。

### (2) 申請方法

公募締切時間までに、以下「提出書類」に必要事項を記入後、以下の提出先に送信ください。提出に当たっては、応募書類すべてを一本の電子ファイル(zip等の圧縮を施した上でひとまとまりにしてください)にし、提出してください。また、件名に「【申請】海外サプライチェーン多元化等支援事業」と記載してください。

- ※ Macで作業される場合は、zipファイル内の各ファイル名を半角英数字としていただくか、zipファイルにせずにメールに各ファイルを添付してお送りください（文字化けを避けるため）。
- ※ ファイルのデータサイズは、5MB程度を目安としてください。写真やパンフレット等の容量の大きい提出物は、申請に必要な箇所を抜粋して送付いただくようお願いいたします。
- ※ 応募書類は郵送や持参による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入して下さい。
- ※ 締切を過ぎて提出されたものは受け付けられません。従って余裕をもって送付し、期限までに必着となるようご注意ください。

「提出書類一覧表」

	申請書類	様式	必須書類
<input type="checkbox"/>	1.公募申請書	様式 1	★
<input type="checkbox"/>	2.個別案件票（本文）	様式 1 別紙 1・別紙 2	★
<input type="checkbox"/>	3.事業計画（個別案件票に別添） ※事業実施期間、収支計画、資金調達計画、事業実施体制等を記載すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	4.事業経費概算	様式 1 別紙 3	★
<input type="checkbox"/>	5.補助申請者会社概要等（パンフレット等を添付） ※役員等一覧が含まれていない場合は別途添付すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	6.補助申請者の直近 3 年の決算報告書と財務諸表 ※単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。 ※設立後 3 年未満の場合は、提出可能な年のものを提出。併せて銀行発行の預金残高証明書（直近及び 2 か月前のもの）を提出。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	7.事業実施法人概要 ※資本出資構成が証明する資料を合わせて提出すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	8.導入設備概要 ※導入設備の仕様や先端性等を記載すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	9.事業計画が日・ASEAN サプライチェーン強靱化に貢献することを説明する書類 ※国際的な生産拠点の集中度を低減させられる事業であることを定量的に示せる各種統計等がある場合に添付すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	10.【設備導入補助型（特別枠）の場合】該当設備であることを説明する書類 ※「3. 補助対象事業の類型及び補助率等」に記載の補助対象事業の要件を参照のこと。	書式自由	
<input type="checkbox"/>	11.【例示のようにサプライチェーン上の上工程に属し供給が途絶した場合の影響が甚大である部素材の製造設備導入の場合】供給が途絶した場合の影響について説明した書類 ※影響を定量的に示せる各種統計資料等がある場合には合わせて提出すること。 例）レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等	書式自由	
<input type="checkbox"/>	12.その他参考資料 ※周辺事業への投資誘発効果がある場合はその内容につき記載すること。	書式自由	

※【個人情報の取り扱い】 この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、AMEICC 事務局及び経済産業省に提供します。

- ① 提出された応募書類は、機密保持には十分配慮した上で、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用いたします。また、応募書類は返却しません。また応募書類は本事業の採択に係る審査以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則として、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ② 応募書類に記載する内容は、採択後行う交付契約内容の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみを記載してください。採択後であっても、補助申請者の都合により記載された計画に大幅な変更があった場合には、補助対象外となる場合があります（本「募集案内」8.補助交付契約者の義務（1）参照）。
- ③ 応募書類の受領後、必要に応じてジェトロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジェトロから連絡することがあります。

提出先
日本貿易振興機構（ジェトロ）海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 担当：助川、橋本 お問い合わせ：専用フォーム <a href="https://www.jetro.go.jp/services/supplychain/info.html">（https://www.jetro.go.jp/services/supplychain/info.html）</a> Email:scs@jetro.go.jp TEL:03-3582-5410（9時～12時、13時～17時。土曜日曜祝日を除く。）

■質問の受付■ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明会は開催しません。本事業に関する問い合わせについては、上記専用フォームからお問い合わせください。フォームへのアクセスができない場合は、問い合わせ先メールアドレス（[scs@jetro.go.jp](mailto:scs@jetro.go.jp)）に、企業名および氏名を明記の上、お問い合わせください。なお、質問は、公募日から2020年6月10日（水）13:00まで受け付けます。

### (3) 審査結果の通知・公表

- ・ 採択案件決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を事業支援事務局から通知します。
- ・ 採択された案件は、受付番号、商号又は名称（法人番号を含む）をホームページ等で公表します。

### (4) 採択後の手続き

- ・ 採択後、事業支援事務局は、補助申請者からの宣誓書提出を受けた後、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、交付契約通知を発送し、補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、補助対象経費を減額する場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 補助交付契約者は、事業完了後、実績報告書を提出し、補助金の交付申請手続きを行っていただきます（詳細な手続きは採択者向けに改めてご連絡いたします）。この際、受給できる補助金額を減額する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ また、補助事業実施場所を変更することは原則認められません。

## 7. 補助対象経費

- ・ 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。
- ・ 対象経費は、交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りません。

## (1) 対象経費の区分

### 【設備導入補助型（一般・特別枠共通）】

経費項目	主な経費支出可能項目
I. 事業費	
機械器具装置等費	1. 土木・建築工事費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
	2. 機械装置等製作・購入費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
	3. 改造費※ ・ 機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費 ※機械装置の保守（機能の維持管理等）及び修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費は対象外

## (2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 以下の経費は、補助対象になりません。
  - ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
  - ・ 商品券等の金券
  - ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
  - ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
  - ・ 自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。）の購入費・修理費・車検費用
  - ・ 収入印紙
  - ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
  - ・ 補助金事業計画書・申請書・報告書等の事業支援事務局に提出する書類作成・送付に係る費用
  - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
  - ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）
  - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ② 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り、支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。ただし、少額を現金やクレジットカードで支払う場合は、事前に事業支援事務局に相談ください。
- ③ 採択後、交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、単価50万円（税抜き）以上の物件等については原則として2社以上から同一条件による見積をとることが必要です。したがって、申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただくと、採択後、円滑に事業を開始いただけます。ただし、発注内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
- ④ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

## 8. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）

本事業の交付契約を締結した補助交付契約者は、以下の条件等を守らなければなりません。また、本条件等を守るために必要とされる場合は、事業実施法人にも本義務を遵守させなければなりません。

- (1) 交付契約後、本事業の経費の配分若しくは計画を変更しようとする場合、又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に事業支援事務局の承認を得なければなりません。計画変更の内容によっては、補助対象外となる、あるいは補助金返還を求められる場合があります。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 本事業の完了した日の属する会計年度（国の会計年度である4月～3月）の終了後3年間、フォローアップ事項に基づく調査※に協力をしなければなりません。

※フォローアップ事業の詳細については、「4. 補助対象事業の要件」を参照ください。

- (4) 取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、財産処分制限期間（事業実施期間+3年間（フォローアップ期間））中、的確に管理しなければなりません。
- (5) 当該処分制限財産等については、上記財産処分制限期間内に処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に事業支援事務局にその承認を受けなければなりません。また、上記財産処分制限期間内に当該処分制限財産を処分する場合は、時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に補助金をAMEICC事務局に返納しなければなりません。また、財産処分制限期間を越えても、譲渡額が設備導入時に事業者が負担した額を上回った場合については、譲渡額と当該事業者負担額の差額をAMEICC事務局に返納しなければなりません。
- (6) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

(ア) 補助交付契約者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (7) 補助交付契約者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後10年間保存しなければなりません。
- (8) 補助契約締結者は、本事業の遂行及び収支の状況について、事業支援事務局から要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、事業支援事務局に提出しなければなりません。
- (9) 本事業の進捗状況確認のため、事業支援事務局が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院や事業支援事務局等が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (10) 本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合は、その権利は補助契約締結者に帰属します。
- (11) 補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (12) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (13) 補助契約事業者が交付契約に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の返還命令等の指示、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (14) 今回申請された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助交付契約者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

## 9. 審査基準

- ・ 採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。
- ・ 応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・ なお、以下の審査基準のうち、一定の項目を満たさない事業計画については不採択となります。

### 【審査基準】

#### (1) 設備導入補助型（一般・特別枠共通）

##### ① 事業計画の適切性：

- ・ 事業計画が日ASEANのサプライチェーン強靱化に貢献するか。
- ・ 事業計画が明確であり、事業目的と整合性がとれているか。
- ・ 令和2年4月7日以前に事業計画が対外公表されていないか。
- ・ 事業計画（導入する設備や製造工程等）に先進性があるか。
- ・ 業界統計含む各種統計上において生産拠点の集中度の高い物資か（特別枠の場合には生産する製品・部素材が下記「⑤補助率調整指数」の（イ）に該当するか）。
- ・ 自社における生産拠点の集中度の低減度合が定量的に示されているか。
- ・ ASEANの産業高度化に資するなど、日ASEAN経済産業協力への貢献が大きい事業か。

##### ② 事業主体の適切性：

- ・ 応募資格基礎要件（日本法人の有無、指名停止でない等）を満たしているか。
- ・ 海外子会社<sup>※1</sup>または海外孫会社<sup>※2</sup>によるASEAN等での事業であるか。応募時点で海外での事業実施法人が設立されており、実施場所（工場や店舗等）を有しているか。

※1 海外子会社：日本側出資比率 10%以上

※2 海外孫会社：日本側出資比率 50%超の海外子会社の出資比率 50%超

- ・ 事業規模等に適した組織・人員・経営基盤等を有しており、適切な実施体制が組まれているか。
- ・ 生産予定の製品・部素材（又は類似品）の製造について実績・知見があるか。
- ・ サプライチェーンが繋がった主体によるグループ申請であるか。

##### ③ 事業計画の妥当性：

- ・ 2024年度末（特別枠の場合は2022年度末）までに終了する事業計画となっているか。
- ・ 事業計画に無理がなく、実現性があるか。
- ・ 経費概算は設備導入地域の相場と比して妥当なものであるか。
- ・ 事業経費の資金調達の目処がついているか。
- ・ 効率的・効果的な事業計画となるよう創意工夫はされているか。

##### ④ その他：

- ・ 事業支援事務局及びAMEICC事務局が求めるフォローアップ事項及び補助金交付契約不履行時における補助金返還に同意しているか。

##### ⑤ 補助率調整指数審査：

- ・ 以下の（ア）～（ウ）等の項目を総合評価し、A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%の5段階の補助率調整指数を決定します。
- ・ 補助率（中小企業等グループ3/4、中小企業2/3、大企業1/2）に、上記の補助率調整指数を乗じて、最終補助率を決定します。
  - （ア）日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等）
  - （イ）事業対象となる製品・部素材が、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか（マスク、人工呼吸器等）
  - （ウ）レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるもの等

以上

## 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当せず、かつ、いずれにも該当しなくなった日から5年間以上経過していることを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、関係団体、暴力団準構成員、暴力団関連企業又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、関係団体、暴力団準構成員、暴力団関連企業の構成員(以下「反社会的勢力」という。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

談合等の不正行為に関する事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 事業支援事務局は、次の各号のいずれかに該当したときは、第9条の補助交付契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、補助交付契約者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条若しくは第6条の規定に違反し、又は補助交付契約者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第一号、第二号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が補助交付契約者に対し、独占禁止法第7条第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づく排除措置命令、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定若しくは独占禁止法第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該排除命令又は納付命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、補助交付契約者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 本契約に関し、補助交付契約者(補助交付契約者の代表者又は補助交付契約者の所属者を含む。)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条、又は独占禁止法第89条第1項、第90条第一号、若しくは第95条第1項第一号、第三号に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 補助交付契約者は、前条第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを事業支援事務局に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為の場合の損害賠償等)

第3条 補助交付契約者が、補助交付契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、事業支援事務局が補助交付契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、事業支援事務局が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、補助交付契約者は第17条第2項に定める補助金の確定額の100分の10に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として事業支援事務局の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、事業支援事務局又はAMEICC事務局に生じた実際の損害額(直接の損害額に加え、事業支援事務局又はAMEICC事務局が補助交付契約者の契約違反に対応するために要した費用《事業支援事務局又はAMEICC事務局の従業員若しくは事業支援事務局が指定する第三者の人件費、実費その他。》及び事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、事業支援事務局がその超える分について補助交付契約者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 3 本条の規定は、補助交付契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

## 「環境社会配慮に関する留意事項」

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、下記のすべての事項について留意し、環境及び社会に配慮した事業を遂行することとします。

1. 国際法、国内法令を遵守し、法律違反となる行為は禁止します。
2. 環境破壊や社会不安に繋がる反社会的な経済活動や資源調達を禁止します。  
例えば、基準違反や公害発生等の迷惑行為、不適切な廃棄物処理、自然破壊等を引き起こす資源調達方法、省エネやリサイクルに反した経済行為等は禁止します。
3. CSR を積極的に社内活動に取入れ、その啓蒙活動に努めます。
4. ISO26000 等の採用促進、社内での CSR 規約作りに取り組みます。
5. 社員の能力開発、人材育成に努めます。  
例えば、社員の能力開発、技術習得、正規学校教育履修への補助や便宜を実施します。
6. 労働関連の社内ルールを確立し、安全かつ快適な労働環境を作ります。  
例えば、就業規則を見える化し、安全かつ健康的な労働環境を整備します。
7. 社内の意思決定システムの見える化、責任所在の明確化に努めます。  
例えば、円満なコミュニケーションシステムの確立、社内意思決定や責任所在を明確化します。
8. 相手国の宗教、文化、社会伝統等を尊重します。
9. 人権を尊重し、ジェンダーや障がい者といった社会的弱者の課題に、配慮します。

## 別表1

補助対象経費(表1)

経費項目	主な経費支出可能項目
I. 事業費	
機械器具 装置等費	1. 土木・建築工事費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
	2. 機械装置等製作・購入費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
	3. 改造費※ ・ 機械装置の改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合=資本的支出)に要する経費 ※機械装置の保守(機能の維持管理等)及び修理(主として原状に回復する場合)に必要な経費は対象外

補助率(表2)

補助率	中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2 に補助率調整指数(20%~100%)を乗じた率以内
-----	--

補助金額の範囲(表3)

## 【設備導入補助型(一般枠)】

項目	要件
補助申請金額	1億円~50億円

## 【設備導入補助型(特別枠)】

項目	要件
補助申請金額	100万円~50億円

様式第1

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化支援事業(第一回)

補助金交付申請書

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)「補助契約に関する規程」の定めるところに従うことを承知の上、同第6条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名

<input type="checkbox"/>	一般枠
<input type="checkbox"/>	特別枠 <input type="checkbox"/> 本申請が特別枠に該当することを経済産業省に確認した。

2. 個別案件票(様式第1別紙1・別紙2)

3. 特記事項

4. 補助事業実施に要する経費 円(様式第1別紙3)

5. 補助事業の開始及び完了予定日

(1)開始予定年月日 年 月 日

(2)完了予定年月日 年 月 日

以上

(別紙1)

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)」

設備導入補助型:個別案件票

補助事業名	
-------	--

1. 申請者概要

申請企業分類	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 中小企業グループ ※中小企業等グループに該当する場合は下記「4. 協働する企業の概要」に要記載	
申請企業名 (グループ申請の場合は幹事社名)		
代表者	役職	
	氏名	
ホームページ		
住所		
設立年月(西暦:YYYY年)		
資本金(出資金)(単位:千円)	千円	
従業員数	名	
業種・業務内容		

2. 連絡担当者

連絡担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

3. 事業の概要

事業実施法人	
事業実施法人の資本内容 ※資本関係を明示した資料を添付	<input type="checkbox"/> 海外子会社(日本側出資比率10%以上) <input type="checkbox"/> 海外孫会社(日本側出資比率50%以上の海外子会社の出資比率50%超)
事業目的	

事業概要	<p>※事業計画は別添で詳述すること。(様式自由)「設備導入の対象となる工場・店舗」が複数ある場合は、事業計画において、関係性を説明する体制図等を用いて事業(サプライチェーン)の全体像につき解説すること。参加企業の概要については、併せて4に記入すること。</p>
生產品目の重要性等に関する特記事項	<p>品目名:</p> <p>※生產品目の重要性等特記事項がある場合はここに記載すること。(公募要領9.(1)⑤の(イ)又は(ウ)に該当する場合、「各種統計上において生産拠点の集中度の高い物資」に該当する場合はここに根拠とともに明記すること。別途添付資料をつけても良い。</p>
当該品目の自社における生産拠点集中度	<p>※設備導入補助以前の自社での生産拠点集中度を記載すること。(定量的な根拠資料がある場合は別添すること)また、その数字が本事業によりどの程低減される予定かを記載すること。</p>
サプライチェーン強靱化への寄与	<p>※申請事業がサプライチェーンの強靱化へどのように寄与するものか、記載すること。</p>
事業内容の先進性	<p>※事業内容(導入する製造設備や工程)が先進性を有する場合はその内容について記述すること。</p>

当該品目の製造実績	<input type="checkbox"/> 当該品目を <input type="checkbox"/> 類似品目(品目名: )を	●●年間製造
	※類似品目の実績のみの場合は、どういった知見をどう転用できるのかを記載すること。	
設備導入予定の工場・店舗等の概要	※立地場所、立地スペースの不動産の状況等を記入すること。(詳細資料がある場合は事業計画とともに別添すること)	
導入予定設備の内容	※導入予定設備の内容・規模を、必要な付帯設備(クリーンルーム等)も含めて明記すること。また、申請費用の費目(公募要領「7. 補助対象経費(1)」を参考)も併せて記載すること。	
事業計画概要	年 月 ～ 年 月(所要期間: 年 ヶ月) ※実施体制を含む詳細は別添の事業計画で記載。ここでは設備導入の開始、完成年月、生産ラインの稼働、出荷開始年月等、メルクマールを明記すること。	
事業計画についての特記事項	※他社(他事業)との協業等、何らかの方法により事業計画を効率的に進めるための特記事項がある場合はここに記載すること。	
事業費概算(単位:百万円)	百万円	
事業経費の調達見込み(補助予定分を除く)	百万円(調達先: )	

4. 協働する企業の概要 ※2社以上と協働する場合は、この欄をコピーして記載すること

名称		
代表者	役職	
	氏名	
ホームページ		
住所		
設立年月(西暦:YYYY年)		
資本金(出資金)(単位:千円)		千円
従業員数		名
業種・業務内容		
申請者との役割分担		

5. 応募資格基礎要件

<input type="checkbox"/>	日本に拠点及び法人(登記法人)格を持ち、日本における事業実態を有していること。
<input type="checkbox"/>	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
<input type="checkbox"/>	省庁や団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと。在外事業者等の場合はこれに準ずる対象でないこと。
<input type="checkbox"/>	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと(手続開始の決定後、再認定を受けているものを除く)。
<input type="checkbox"/>	事務局の要請に応じた経理及びその他の事務についての説明・報告ができること、事務局が事業を請負契約する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。また、本事業の成果普及のため事業実施報告書の概要を公表することや事業の成果把握のために事務局が実施するフォローアップ事項(公募要領「4. 補助対象事業の要件」に記載)に同意するとともに、その他アンケート等にご協力いただけること。
<input type="checkbox"/>	公募要領「4. 補助対象事業の要件」に記載の〈補助金交付契約不履行時における補助金返還〉に同意していること。

他機関が提供する支援等と本事業の支援を重複して受けている、あるいは、応募予定がある場合、支援事業名とその概要(同様のプロジェクトの他のフェーズでの支援であればそれが分かるように)を下記に記入してください。

(別紙2)

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)」

個別案件票(詳細、様式自由)

日ASEAN サプライチェーン強 靱化への 貢献度について	本事業で増設される施設・設備の立地場所			
	(A) ASEAN域 内	(B) ASEAN周辺国 (ASEAN10ヶ国と国境を接す る国)	(C) その他地域	
	本事業の支援対象となるサプライチェーンの全体像 (資本関係も含め図解すること。)			
	本提案における製品・部素材の流通先 ※事業年次毎に異なることが予想される場合は、その旨明示的に記載し、事業年次毎に分けて 記載すること。			
	日本への輸出 A 0~20% B~40% C~60% D~80% E~100%			
	<div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>			
(B) 自国内での流通(消費) A 0~20% B~40% C~60% D~80% E~100%				
<div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>				
(C) ASEAN域内他国への輸出 A 0~20% B~40% C~60% D~80% E~100%				
(D) ASEAN域外への輸出 A 0~20% B~40% C~60% D~80% E~100%				

事業の重要度	<p>本提案における製品・部素材について、「国民が健康な生活を営む上で重要なもの(下記のいずれか)」に該当する場合は該当番号を選択すること。</p>
	<p>1. 政府が増産要請をしているもの(マスク等) ※増産要請文等、第三者による証明書を添付すること。</p>
	<p>2. 「防災基本計画」において、「調達体制の整備を行う」とされているもの(トイレットペーパー、消毒液、マスク等)</p>
	<p>3. 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、「都道府県等に対し、医療機関において十分な量を確保するよう要請する」とされているもの。(人工呼吸器、防護服等)</p>
	<p>本提案における製品・部素材について、サプライチェーン上の上工程に属し、供給が途絶した場合の影響が甚大である場合は、定量的な根拠をもってその内容・程度について記述すること。必要に応じて統計資料等、第三者の発行するエビデンスを添付すること。</p> <p>例)レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等</p>
<p>その他、「日ASEAN経済協力」の観点から、本事業の業務内容に特筆すべき点がある場合は記述すること。</p>	

(別紙3)

## 「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)」

## 経費概算

事業費	内訳	単価(千円)		数量	単位	計(千円)	
<b>1.土木・建築工事費</b>							0
	例)①工事名:設備設置に必要な工事					0	
	例) 製造ラインの設備新設に必要な地盤改良工事		×	1	式	0	
	例)②工事名:運転管理設備に必要な工事					0	
	例) 新設ラインに必要な運転管理設備の設置に必要な地盤工事		×	1	式	0	
	例) 新設ラインに必要な運転管理設備の設置に必要な電気工事		×	1	式	0	
	③工事名:.....					0	
	.....		×	1	式		
<b>2.機械装置等製作・購入費</b>							0
	例)①設備名:A 工作機械の製作・設置に必要な経費					0	
	例) A 工作機械の製作費		×	10	個	0	
	例) A 工作機械の運送費・据付費		×	10	個	0	
	例) A 工作機械のソフトウェア製作・導入費			10	個	0	
	②設備名:.....					0	
	.....		×		個	0	
	③設備名					0	
			×		個	0	
	④設備名					0	
			×		個	0	
<b>3.改造費</b>							0
	例)①設備名:B 工作機械の改造に必要な経費					0	
	例) B 工作機械の機械装置改修費		×	10	個	0	
	例) B 工作機械のソフトウェア改修費		×		個	0	
	②設備名:.....					0	
	.....		×		個	0	
	③設備名					0	
			×		個	0	
	④設備名					0	
			×		個	0	
<b>4.合計</b>	1. + 2. + 3.						0

(注)記載している内訳は例示。公募要領の経費区分に応じて必要経費を記載してください。

様式第2(設備導入補助型)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構  
役職:  
氏名:

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
補助金採択決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第7条4項に基づき、下記のとおり採択することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業名:
2. 補助申請者名:
3. 事業実施法人名:
4. 採択決定日:
5. 事業実施期限:
6. 事業経費概算額
  - (1) 補助事業に要する経費:
  - (2) 補助対象経費:
  - (3) 補助率:
  - (4) 補助金上限額:
  - (5) 補助対象設備:
  - (6) その他採択の条件:

以上

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

令和2年度海外サプライチェーン多元化等支援事業  
(設備導入補助型)  
交付契約宣誓書

令和2年度海外サプライチェーン多元化等支援事業(以下「本事業」)補助金公募でBDA200721003にて採択された「案件名:\*\*\*\*\*事業」(具体的な採択条件は、末尾記載のとおり。)の補助対象者(株式会社〇〇)として、下記事項について承諾することを宣誓いたします。

記

宣誓内容

1. 本事業を実施するにあたり、末尾記載の採択条件にて、別紙3 2020年7月3日付制定(2020年8月20日改訂)「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第1回)設備導入型(一般・特別枠)交付規程」(補助交付契約通知書等、当該規程に基づき作成される書類を含みます。以下「交付規程」といいます。)を順守して事業を実施すること、当社の現地法人である〇〇(設立準拠法:〇、法人番号〇:、本店所在地〇:、代表者名:〇、以下「当社現地法人」といいます。)に事業実施法人としてこれらを順守して事業を実施させることを承諾いたします。なお、公募要領と交付規程に矛盾、抵触が生じる場合には、交付規程が優先するものとします。
2. 当社は、本宣誓書の提出をもって、補助交付契約の申し込みをするものとし、貴機構から補助金採択決定通知書を発送した時点において、当社は、公募要領における「補助交付契約者」、交付規程における「補助交付契約者」としての契約上の地位を有し、貴機構は、公募要領における「事業支援事務局」、交付規程における「事業支援事務局」としての契約上の地位を有することを承諾します。
3. 当社は、当社現地法人に、公募要領における「事業実施法人」、交付規程における「事業実施法人」としての義務を負わせるものとし、当社現地法人に義務不履行があった場合には、当社が連帯してその責めを負うことを承諾します。
4. 当社は、公募要領、交付規程において、経済産業省、AMEICC事務局その他の主体より、指示、命令その他の措置が記載されているものについては、これらの主体に対し、当該措置に基づく義務を負い、かつ、当社現地法人に対してもこれらの義務を負わせることを承諾します。
5. 本宣誓及び関連する法律関係は、日本国の法律に準拠することを承諾し、当社現地法人もこれを承諾していることを確認します。
6. 本宣誓及び関連する法律関係から生じる紛争については、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄とすることを承諾し、当社現地法人もこれを承諾していることを確認します。

以上

## 採択条件

1. 補助事業名:
2. 補助申請者名:
3. 事業実施法人名:
4. 採択決定日:
5. 事業実施期限:
6. 事業経費概算額
  - (1) 補助事業に要する経費:
  - (2) 補助対象経費:
  - (3) 補助率:
  - (4) 補助金上限額: (明細は別紙「経費概算」参照)
  - (5) 補助対象設備:
  - (6) その他条件:

以上

別紙1 経費概算

別紙2 事業実施計画(個別案件票、個別案件票(詳細))

別紙3 交付規程(2020年7月3日制定・2023年4月13日改訂)

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構  
役職：  
氏名：

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
補助交付契約通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第9条に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けにて申請があつた「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付申請書(以下「交付申請書」という。)」記載のとおりとします。
  2. 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助率、補助金の額及び事業実施期限は、次のとおりとします。
    - (1) 補助事業に要する経費：
    - (2) 補助対象経費：
    - (3) 補助率：
    - (4) 補助金の額：
    - (5) 事業実施期限：
- ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付契約宣誓書記載のとおりとします。
  4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
  5. 補助交付契約者は、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」に従つて補助事業を実施しなければなりません。
  6. 補助交付契約者は、その他、事業支援事務局の付した条件を遵守しなければなりません。  
本契約において付す条件：  
本事業において生産する部素材・製品の供給が日 ASEAN 各国においてひつ迫した場合には、サプライチェーンの維持に最大限の努力をすること。

以上

様式第5-1(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
計画変更(等)承認申請書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第11条の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 計画変更の内容
3. 計画変更を必要とする理由
4. 計画変更が本事業に及ぼす影響
5. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対費)
6. 同上の算出基礎

以上

- (注) 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。  
2. 計画変更が本事業の公募要領「9. (1)⑤補助率調整指数審査」における評価項目(ア)、(イ)又は(ウ)等の変更を伴うものである場合は、様式第1別紙2に変更後の内容を記入の上別添すること。

様式第5-2(設備導入補助型)

年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本貿易振興機構  
役職:  
氏名:

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
計画変更(等)承認書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回) 交付規程」第11条の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 計画変更の内容
3. 変更後の本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対比)
4. 同上の算出基礎

以上

様式第6(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)

(設備導入補助型)

事故報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第14条の規定に基づき、本事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

以上

様式第7(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)

(設備導入補助型)

遂行状況報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回) 交付規程」第15条の規定に基づき、事業遂行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の区分別収支概要

以上

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
補助事業実績報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した事業

(1) 補助事業内容

--

(2) 重点的に実施した事項

(3) 補助事業実施効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収入

項 目	金 額
自 己 資 金	
補助金充当額	
合 計	

(2) 支出

(イ) 総括表

支出項目		支出経費	補助対象経費
合計			
補助率を乗じた額			
補助金確定額	交付決定額		
	実績額		

(ロ) 経費の内訳

以上

様式第9(設備導入補助型)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構  
役職:  
氏名:

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
補助金確定通知書

年月日付け文書をもって報告のありました上記の件については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第17条に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の額
2. 補助事業に要した額
3. 補助金確定額

以上

様式第10(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
精算払い請求書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第18条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 精算払請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号		フリガナ	
			預金名義	

以上

様式第11(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第18条の規定に基づき、下記の通り請求します。

1. 補助金額(交付規程第17条による額の確定額)

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額

円

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12(設備導入補助型)

補助交付契約者名:

事業実施法人名:

取得財産等管理台帳  
(取得財産等明細書)

財産名	数量	単価(円) (税抜き)	金額(円) (税抜き)	取得年月日	保管場所および設置場所 (所在地)	財産所有者 (交付契約者若しくは事業実施法人)	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第23条第1項に定める処分制限額(単価50万円(税抜き))以上の財産とします。

(注2) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えありません。単価が異なる場合は、分割して記入してください。

(注3) 取得年月日は、検収年月日を記入してください。

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
取得財産処分承認申請書

年 月 日付けをもって補助交付契約を締結した上記事業について「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件

以上

様式第13-2(設備導入補助型)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構  
役職:  
氏名:

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
取得財産処分承認通知書

月 日付け文書をもって申請のありました上記の件については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件(返金額概算等)

以上

様式第13-3(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構

理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)

(設備導入補助型)

取得財産処分報告書

年 月 日付けをもって承認された上記事業について、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 補助事業名

2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕 様	数 量	処分方法	処分価格	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

様式第13-4(設備導入補助型)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

独立行政法人日本貿易振興機構  
役職:  
氏名:

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
納付通知書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 財産処分にかかる納付請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座	口座番号		フリガナ	
<input type="checkbox"/> 普通			預金名義	

以上

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所  
氏名 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
取得財産転用申請書

年 月 日付けをもって承認された上記事業について、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名
2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	転用方法	転用価格	転用の理由	備考 (転用の時期等)

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 転用の条件

以上

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局

●● 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)

(設備導入補助型)

フォローアップ期間後取得財産処分承認申請書

年 月 日付けをもって補助交付契約を締結した上記事業について「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

1. 補助事業名

2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分価格	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

様式第13-7(設備導入補助型)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局  
●● (公印省略)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
フォローアップ期間後取得財産処分承認通知書

月 日付け文書をもって申請のありました上記の件については、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 処分しようとする財産及びその理由

財 産 の 名 称	仕 様	数 量	処 分 方 法	処 分 価 格	処 分 の 理 由	備 考 (処分の時期等)

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件(返金額概算等)

以上

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局

●● 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)

(設備導入補助型)

フォローアップ期間後取得財産処分報告書

年 月 日付けをもって承認された上記事業について、「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条に基づき、下記の通り報告します。

記

1. 補助事業名

2. 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分方法	処分の理由	備考 (処分の時期等)

(注)1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。

(注)2. 財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4. 処分の条件

以上

様式第13-9(設備導入補助型)

年 月 日

申請者 法人等にあつては名称  
及び代表者の氏名

日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局  
●● (公印省略)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
フォローアップ期間後納付通知書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第23条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1. 財産処分にかかる納付請求金額(算用数字を使用すること。)

円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座	口座番号		フリガナ	
<input type="checkbox"/> 普通			預金名義	

以上

様式第14(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)  
(設備導入補助型)  
事業成果状況報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第24条に基づき、下記の通り事業の実施状況を報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 製品の流通状況

製品・部素材の流通先	
日本への輸出割合	A:0～20% B:～40% C:～60% D:～80% E:～100%
自国内での流通(消費)	A:0～20% B:～40% C:～60% D:～80% E:～100%
ASEAN域内他国への輸出	A:0～20% B:～40% C:～60% D:～80% E:～100%
ASEAN域外への輸出	A:0～20% B:～40% C:～60% D:～80% E:～100%

4. 補助事業の開始及び完了日

(1)開始年月日 年 月 日

(2)完了年月日 年 月 日

(3)フォローアップ期間 ○年4月1日～○年3月31日

以上

様式第15(設備導入補助型)

年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
理事長 石黒 憲彦 殿

申請者 住所

氏名 法人等にあつては名称

及び代表者の氏名 印 (押印省略可)

海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)

(設備導入補助型)

知的財産権取得状況報告書

「海外サプライチェーン多元化等支援事業(第一回)交付規程」第25条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業名
2. 種類(出願番号及知的財産権の種類)
3. 内容
4. 相手先及び条件(譲渡又は実施権を設定した場合)

以上

(注1)「知的財産権」とは、特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作物の著作権及び外国における上記各権利に相当する権利、上記各権利を受ける権利をいう。